

田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 田沢湖・角館・西木合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(小委員会の名称及び所掌事項)

第2条 小委員会は、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について、調査又は審議するものとする。

2 小委員会の名称は別表第1の上覧に掲げるとおりとし、その所掌事務はそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員の中から指名する。

2 委員の数は、別表第1の上覧に掲げる小委員会について、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過及び結果について協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表第1

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会	1 田沢湖町、角館町、西木村が新設合併した場合における議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 2 その他必要事項	9名
----------------------------------	--	----